

調査資料Ⅱ－5

1. 障害児相談支援事業者または担当部署の基本情報

事業者名	相談支援事業者〇〇
所在地	人口：10万人
開設年月	平成18年10月 開設
指定内容	指定障害児相談支援事業
委託状況	市町村からの委託あり → 1市
受託事業	障害者相談支援事業（市町村委託）、地域活動支援センター機能強化事業
運営主体	社会福祉協議会
従業者の状況	1. 管理者 → 常勤1名（うち兼務1名） 2. 相談支援専門員 → 常勤2名（うち兼務1名） 3. その他の職員 → 常勤0名（うち兼務0名）
事業者の設置状況	法人が経営する障害福祉サービス事業者等に併設
併設事業	地域活動支援センター

2. 貴事業者が活動する「通常の事業実施地域」の現状

事業実施地域	事業者を設置する単一市区町村
計画作成の対象者	通常の事業実施地域における、障害福祉サービスの支給決定者数。→対象総数854名 1. 障害児支援利用計画 → 99名 2. サービス等利用計画 → 755名
計画作成状況	活動地域内で作成済みの計画数。→ 対象総数に対し370名 1. 障害児支援利用計画 → 60名 2. サービス等利用計画 → 310名
障害児相談体制	事業実施地域における障害児相談支援体制 → 指定事業者4箇所、相談支援専門員5名

3. 貴事業者の相談支援の実施状況

1) 開所時間	開 所 日	月曜～土曜日 8時30分～17時15分
	休 業 日	日曜、祝祭日
2) 時間外の受付方法	相談支援専門員の業務用携帯電話、FAX受信およびメール受信（受診のみ）	
	時間外受付の対応	相談支援の常勤職員

4. 当該事業者の特徴（調査員所感）

ベースは精神障害者の方の支援センターだが敷地内に法人本部や居宅介護事業者、児童発達支援センターがあり、苦手意識をもちながらも様々な利用者に対応している。自立支援協議会の事務局を担っており各部会のとりまとめ、市の担当者とのやりとり等多忙ななかで児童・成人の計画作成も実施している。地域内の他の相談支援事業者の中核となって、事業者間の連絡会なども開催し日々連携に努めている。

障害児支援については同法人の児童発達支援センターとも連携し計画作成を担当している。

相談支援専門員としての業務について			事業者の管理運営面について		
	基本相談	計画相談	運営面	人材育成・人材確保	地域の相談支援体制や児童期の支援体制の構築について（相談支援事業者以外を含む）
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成に至るまでの基本相談の時間をじっくりとれない。 計画相談の事務処理が膨大で基本相談にしわ寄せがいってしまう現状がある。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用の更新に伴つて計画を作成するケースが多く、サービス利用計画以上の支援には至っていない。 同法人の児童発達支援センターからのアドバイスを受けながら計画作成にあたっている。来年度は児童発達支援セントラーアで障害児相談支援事業を立ち上げる予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の委託と計画相談、地域活動支援センター（精神が中心）を合わせて運営。管理者と合わせてスタッフは7名で構成。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成にあたっているのは相談支援専門員2名。そのうち1名が児童の計画作成にあたっている。 1名増員しているがまだ足りない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の事務局。 社会資源は、児童発達支援センター、保育所等訪問、放課後等ダイサービス、親子教室、短期入所等があるが、重心の児童から大人にかけて利用できるサービスが不足している。 サービス事業者との連携は進んでいるが学校との連携はこれから。
特徴、大切にしていること	<ul style="list-style-type: none"> 複数のスタッフで相談にあたっているため抱え込むことなくできている。 児童発達支援センターと密にやりとりしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童とその家族に専属的にできた。そのための関係機関間の連携がスマートになつてきた。 ライフケーションを通して一人ひとりに支援者が寄り添うことができる体制（まだまだ弱いが） 	<ul style="list-style-type: none"> 法人内の敷地内に地域活動支援センター、就労継続支援B型、児童発達支援センターがある。 地域活動支援センターは特に場所を共有しているので、スタッフ間の連携ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者のみの人材育成には限界があり、自立支援協議会のなかにかかる部会の活動をとおして地域で研修をすすめている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の事務局。 自立支援協議会のなかにこども支援部会を設置し、こどもに関わる異分野で協議。 協議会とは別に相談支援事業者がいつでも連絡をとりあえる体制。
指定障害児相談支援ができて、良くなった点	<ul style="list-style-type: none"> 指標となる地域課題の把握が具体的にできた。 援助のための関係機関間の連携がスマートになつてきた。 ライフケーションを通して一人ひとりに支援者が寄り添うことができる体制（まだまだ弱いが） 	<ul style="list-style-type: none"> 同法人の児童サービス事業者からは、第三者の目が入り、風通しがよくなつたと聞く。 從来よりもこまめに連絡をとりあい、連携がスマートになつたと感じる。 從来大人の支援が中心であつたため、計画に携わり子どもとの支援という視点や地域資源の開拓の必要性を感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健、学校分野と関係をとることにより次の課題が出てきたときに連携がスマーズ。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健、学校分野と関係をとることにより次の課題が出てきたときに連携がスマーズ。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもに関係するニーズが関係機関の間で共通理解がしやすい。
課題を感じている点	<ul style="list-style-type: none"> 相談の第一歩で一番重要なのが相談の目標を確保できない人がいる。 委託の相談業務があとまわしになりがち。 サービス利用に関わらない相談業務（権利擁護、就労、人間関係、生活技術、社会参加等）が難になります。 児童発達支援事業の利用者は診断が確定されていないかたり、受容ができないなかつたり、の段階の場合が多いので対応に迷うことある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本来の障害児相談支援の目標どころにはまだ至っていない。 こどものニーズと保護者のニーズノリ合わせ。 モニタリングの進め方 計画作成が半分も進んでいない状況のなか、計画相談を作成する事業者がまだまだ足りない。 	<ul style="list-style-type: none"> 報酬面で、専門性を持つた人員を確保できるだけのものがいるか。件数を多くこなせばそれだけ一人ひとりに対する支援は薄くなってしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもも相談にあたるための専門性と人員の確保。 	<ul style="list-style-type: none"> とくに児童規の相談支援や計画作成の在り方の研修が実施されていない。

調査資料Ⅱ－6

1. 障害児相談支援事業者または担当部署の基本情報

事業者名	地域相談センターK	
所在地	人口：約10万人（政令市に隣接する郊外型かつ広域合併により沿岸部から山間部も含む市）	
開設年月	平成12年 開設	
指定内容	指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業	
委託状況	市町村からの委託あり → 1市	
受託事業	障害者相談支援事業（市町村委託）	
運営主体	社会福祉法人	
従業者の状況	1. 管理者 → 常勤1名（うち兼務0名） 2. 相談支援専門員 → 常勤3名（うち兼務2名）、非常勤2名（うち兼務1名） 3. その他の職員 → 常勤0名（うち兼務0名）	
事業者の設置状況	市の建物内に設置	併設事業 なし

2. 貴事業者が活動する「通常の事業実施地域」の現状

事業実施地域	複数市区町村	
計画作成の対象者	通常の事業実施地域における、障害福祉サービスの支給決定者数。→ 対象総数 1,100名 1. 障害児支援利用計画 → 400名 2. サービス等利用計画 → 700名	
計画作成状況	活動地域内で作成済みの計画数。→ 対象総数に対し 380名 1. 障害児支援利用計画 → 160名 2. サービス等利用計画 → 200名	
障害児相談体制	事業実施地域における障害児相談支援体制 → 指定事業者 11箇所、相談支援専門員 13名	

3. 貴事業者の相談支援の実施状況

1) 開所時間	開 所 日	月曜～金曜日、および祝祭日の8時30分～17時30分
	休 業 日	土・日曜日、夏季休暇、年末休暇、年始休暇
2) 時間外の受付方法	相談支援専門員の業務用携帯電話、FAX受信およびメール受信（受信のみ）	
	時間外受付の対応	相談支援の全員

4. 当該事業者の特徴（調査員所感）

（以下については上記の事業者に所属している相談支援専門員が、派遣という形で市の総合相談支援センターに勤務しており、その総合相談支援センターでの状況についてヒアリングは実施した。）

3法人から集まった相談支援専門員6名が、市の自立支援協議会の事務局として中心的に活動している。市の理解は良好で、それぞれの法人の雇用状態に沿って、6名分の人件費を予算化しているばかりか、自立支援協議会の活性化が最優先であると考えている。そのため、6名の相談支援専門員の主となる仕事は、自立支援協議会全体の活性化にあり、計画相談に関しては、市内の指定相談支援事業者の後方支援としての役割を担い、基本相談についても、地域課題となるような事例に力を注いでいる。結果的には基幹型の役割を果たしているが、当の相談支援センターには管理者を置かず、その運営には独自性はある。

日常的に地域診断を繰り返し、行政も含め新規にこのネットワークに参加する人が、障害福祉の地域づくりのための取り組みについて、これまでの流れを理解できるような工夫をしている。

相談支援専門員としての業務について		事業者の管理運営面について		
	基本相談	計画相談	運営面	人材育成・人材確保
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 個々の相談を直接受けているが、指定の相談支援専門員と連携をしている。主に個別ケア会議の開催を行っている。そのためのアドバイスなどをしている。そのために、一つの相談事業者で、一つが難しい相談が入った場合は、障害福祉課、健康委員会進講、児童課、教育委員会などの担当者を招集し、チームアプローチでの対応を行っている。児童課は家庭児童相談員が熱心であり、基幹的機能を持つ当相談専門員とセンター相談支援専門員と合わせて、日常的に連携を取りながら、支援を実施している。 <p>児童に関する相談会の当事者部会（保護者の会中心）が機能している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談は、基本相談と同じで、指定の相談支援事業者を支援していく形で、サービス担当者が活動している。事務局の運営は3法人の事業者の6名（市からの委託）。市の配慮により、その6名は市の建物内の事務所に集まつておらず、実質的な役割を果たしている。3法人の事業者職員が一室に同居しているという形態である。そこには理管理者はないし、人事費に関する事務は、各法人が行っている状態であり、ある意味で、当市の多大なる理解によって成り立っている面がある。そのことにより、スタッフは互いに対等な関係性があり、様々な気づきや思い付きが、即座の成果に結びつくような状況を生み出している。 	<ul style="list-style-type: none"> 当相談支援センターは、自立支援協議会の事務局として当事業者が活動している。事務局の運営は3法人の事業者の6名（市からの委託）。市の配慮により、その6名は市の建物内に、実質的に基幹相談支援セントラルの役割を果たしている。3法人の事業者職員が一室に同居しているといい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者にいる職員6名は、常に顔を合わせ、情報を共有しているので、毎日がOJTになり得る体制にあるが、ある程度の理解も良好で、また将来性度は経験を持つ、まだ将来自由に買われてあるものの、今のところ問題は生じていない。 また、自立支援協議会が活動に活動しており、各部会、課題別会議などに研修を実施しているところもあり、企画しつつも結果的に勉強する機会はたくさんあり、学ぶ機会は割と保障されている。
地域の相談支援体制や児童期の支援体制の構築について（相談支援事業者以外を含む）				<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉課の担当者は、自立支援協議会の運営に積極的に参加することだが、行政としての仕事をしていることが、行政としての仕事でいることが、地域の相談支援体制を着実にいる。児童課・保健師・教育委員会を含めた協力体制が構築できている。保育所との連携などに連携にはいっては、障害児等療育支援事業者の委託を受けている事業者がおり、以前より施設支援として熱心に支援を行ってきた実績もあり、当相談支援センターとの連携も良好である。 人口11万6千人の市だが、自立支援協議会を運営していく上で、まだ社会資源の状況としても、程よい規模であると認識している。
				<ul style="list-style-type: none"> 個別支援を実施する際に大切にしていることは、そのまま地域ぐるりにも通じていく。地域の強みを生かし、こんなものがあつたらいいなどいう発想、ちょっととした個人的な気づき、課題意識などを大切にしている。様々な発想を整理し、自立支援協議会の構成員の設定等や課題別会議の実施する際に「委託連絡会」として定期的に検討して設定し、月に二回、3時間ずつかけていることは大きな特徴である。

<p>・基幹的機能を持った相談支援センターと保健師と、療育等支援事業者との連携が良好で、互いの業務における負担軽減につながる関係が取れている。</p> <p>・個別ケア会議について、基幹的機能を持った相談支援専門員は計画相談作成に取り組むことができる。</p>	<p>・以前から、療育等支援事業者と家庭児童相談員が個別に受けたケースを、連携を重視することで情報を共有し、今後の方針を作成していった。加えて児童の相談支援専門員が計画を実施することと、情報を文書化することになり、結果、個別支援会議を重ねる上での節目となるネットワークを作つてきている。</p> <p>・また、以前からケースごとにネットワークを作つてきているが、支援利用計画を中心に行き合っているが、話し合うことができるようになってきている。</p>	<p>・当センターとして、指定相談支援事業者の相談に關して、児童期の相談支援専門員が増えていくなかで、児童期の支援が市内に増えていくことになり、自立支援協議会における児童期の課題を考え、共有する人材が少しずつでも増えてきている。</p>	<p>・児童期の相談支援専門員が増えていくなかで、児童期の支援が市内に増えていくことになり、自立支援協議会における児童期の課題を考え、児童期のニーズ、子どもとの発達ニーズをデータとしても増めていくべき役割も大きいし、それは今後の課題でもある。</p>
<p>・指定障害児見相談支援ができる、良くなかった点</p>	<p>・児童に限ったことではないが、触法ケース、DV、虐待ケースが増えている。困難ケースは、中核的な相談支援センターにまことにます相談があり、相談対象者との信頼関係を取りながら情報提供を得た上で、指定の相談支援専門員と連携を取つている。ただし、個人情報の取り扱いには気を付けている。</p> <p>・計画支援を実施する際に、情報提供を行つが、知り得た情報全部提供するわけではなく、また保護者に情報提供してほしいことについて、「同意書」を求めていくことにしている。今後も個人情報の取り扱いについては、慎重に議論していくべきだといいし、課題としている。</p> <p>・また触法ケースでは、地域生活性支援センターと保護観察所、DVケースでは、児童課、こども家庭センターとの連携をと取るが、それぞれ多忙なセクションのため、ケース会議日程調整が大変。</p>	<p>・児童期の相談支援事業者は、地域の児童期の支援体制のなかで、すでに役割を果たしている状況にはあるが、市内にもそうした地域があり、市内に届きにくい地域を除いたなかで、さらに支援体制の構築は課題となっている。</p> <p>・また、全般に公的福祉サービスの支給量に関するところでは、比較して少ない状況にはあり、その点についてどう考へていくかは引き続いでの課題である。</p>	<p>・新たに地域支援に關わっていぐ人が、これまでの流れを理解し、地域の相談体制的に参加しやすくなるまでの地域自立として、これまでの地域自立の実績を「廿日市市地域支援ネットワークの5年間の歩み（報告）」「廿日市市地域自立支援ネットワーク 各専門部会で感じている成果」「生活のしづらさや不便さなどの課題などそれに対する取り組み状況一覧」「廿日市市地域自立支援ネットワーク 取り組み年表」として、どのように人材育成として、どのようにそれを活用できているかを評価しながら、検討していくことは課題となつてきている。（※本市では、自立支援協議会を廿日市市地域自立支援ネットワークと称している）</p>

調査資料Ⅱ－7

1. 障害児相談支援事業者または担当部署の基本情報

事業者名	A市〇〇相談支援センター	
所在地	人口：13万人	
開設年月	平成11年10月開設 ※障害児(者)地域療育支援事業として開設	
指定内容	指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業、指定一般相談支援事業	
委託状況	市町村からの委託あり → 1市、3町	
受託事業	障害者相談支援事業（市町村委託）、障害児等療育支援事業、住宅入居等支援事業、相談支援強化事業	
運営主体	社会福祉法人	
従業者の状況	1. 管理者 → 常勤1名（うち兼務1名〔障害者支援施設管理者〕） 2. 相談支援専門員 → 常勤2名（うち兼務6名） 3. その他の職員 → 常勤1名（うち兼務1名〔請求実務担当者〕）	
事業者の設置状況	法人が経営する障害福祉サービス事業者に併設	
	併設事業	障害者支援施設

2. 貴事業者が活動する「通常の事業実施地域」の現状

事業実施地域	複数市区町村（障害保健福祉圏域と一致）→ 1市3町（人口15万人）	
計画作成の対象者	通常の事業実施地域における、障害福祉サービスの支給決定者数。→ 対象総数1,288名 1. 障害児支援利用計画 → 202名 2. サービス等利用計画 → 1,086名	
計画作成状況	活動地域内で作成済みの計画数。→ 対象総数に対し404名 1. 障害児支援利用計画 → 83名 2. サービス等利用計画 → 321名	
障害児相談体制	事業実施地域における障害児相談支援体制 → 指定事業者9箇所、相談支援専門員18名	

3. 貴事業者の相談支援の実施状況

1) 開所時間	開 所 日	月曜～金曜 8時30分～17時30分
	休 業 日	土曜、日曜、祝祭日、夏季休業（8/13～15）、年末年始休暇（12/29～1/3）
2) 時間外の受付方法	相談支援専門員の業務用携帯電話、FAX受信（受信のみ）、メール受信（時間外の返信あり）	
	時間外受付の対応	相談支援の管理者と常勤職員

4. 当該事業者の特徴（調査員所感）

障害者支援施設を母体とし、障害児(者)地域療育支援事業の委託を受け、平成11年から相談支援事業を開始した。地域自立支援協議会のアドバイザーや相談支援初任・現任研修の講師を務めるなど、地域の相談支援事業の中核的な存在として事業を展開している。障害児等療育支援事業を長年実施している実績から、障害児相談支援のノウハウを生かし、障害児支援利用計画を比較的多く作成している。医療、保健、福祉、教育、労働のネットワークによるライフステージを見通しての相談支援の展開を重視している事業者である。

相談支援専門員としての業務について		事業者の管理運営面について		
	計画相談	運営面	人材育成・人材確保	地域の相談支援体制や児童期の支援体制の構築について（相談支援事業者について）
現状	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談が入つてから相談支援の業務が様変わりしてきている。 障がい児等発育支援事業をベースに、市町村の委託相談支援事業者として相談支援を展開してきたが、個別給付の計画相談が加わり、かなりの部分を計画相談に費やしている。 そのため、丁寧な基本相談ができない現状にある。 児童分野は、計画相談につながるまでの基本相談が大事であるが家庭訪問等の時間が削減され十分な対応ができない現状にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 兼務も含めて相談支援専門員を増員し、法人内と地域に相談支援専門員に対応できるように体制を強化した。 H26年度末までに何とかクリアできる見通しがある。 モニタリングが多くなり、サービス担当者会議の開催に追われ始めている。 児童発達支援事業者との連携が進み始めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の委託相談支援事業として、障害児等発育支援事業、そして、計画相談という3つを基盤ベースに相談支援を展開している。 相談支援専門員専任2人と兼任6人の相談支援体制を組み、法人内と地域に責任が見えるよう努力している。 	<p>地域づくりの戦略と戦術に基づき、H20年度から、5年間かけて医療・保健・福祉・教育・労働の運営による相談支援体制を構築してきた。</p> <p>現在、新たなモデル事業に取り組み、新たな発達支援体制を目指している。</p> <p>協議会との連携による地域づくりにも力を入れ、子ども支援部会、暮らし支援部会、就労支援部会の3部会を総合化し、ライフケーステージごとの課題の整理とつなぎの支援の課題を整理してきた。</p>
				<p>相談支援専門員が単独で動き回るのではなく、可能な限り地域内の相談支援専門員や関係機関と協働する方向で業務を遂行している。</p> <p>多業種多職種協働を基本にしている。</p> <p>相談支援事業者が地域の相談支援協議会として地域自立支援協議会のアドバイザーを務めるなど障害福祉圏域全体に貢献している。</p> <p>法人の他の事業に頼ることなく、独立採算で運営できるよう努力している。</p>

<p>・相談支援とサービス提供事業者の連携が密になつた。</p> <p>・モニタリングによりサービス利用経過を継続的に確認し、タイムリーに対応できる。</p> <p>・本人や家族の想いを聞く機会が増え、単に通所支援に特化した計画ではなく、多面的な情報から計画を立てることができ、個別支援計画にも大きく反映されるようになり、家庭生活や子育ての方針や考え方方が見えるようになつた。</p> <p>・地域資源をより深く知る機会となつた。</p> <p>・個別の発達支援のスタイルから、トータルな総合支援の方向が見え始めた。</p> <p>・モニタリングで連携が進み、支援の方向性と課題が明確となった。相談支援専門員という第三者の存在は、メリットである。</p> <p>・ライフスタイル支援利用計画が役立つてきている。</p> <p>・家族支援のための関係機関の連携がスマーズになつてきた。</p> <p>・障害児支援利用計画の作成により、「希望する支援の言語化」が図られ、チーム支援の羅針盤としての役割が明確になります。</p> <p>・児童発達支援事業者が一人で抱え込み自己完結的に支援を展開することがなくなり、トータルな支援の方向が見え始めた。</p> <p>・障害児支援の景色が変わりつつある。</p>	<p>・相談支援とサービス提供事業者の連携が密になつた。</p> <p>・モニタリングによりサービス利用経過を継続的に確認し、コーディネーターが寄り添つことにより、保護者が孤軍奮闘しながらトータル型の支援が展開されるようになり、新たな障害児相談支援の景色が見えつつある。</p> <p>指定障害児相談支援ができる、良くなった点</p>	<p>・運営面でプラス評価の声を聞くことができなかつた。</p> <p>・障害児相談支援が余々に増え、地域で話あう機会が増えた。</p> <p>・ケアマネジメントの手法を学んだことで、広い視野で業務に取り組めるようになつた。</p> <p>・自立支援協議会でも障害児相談支援事業者が増えたため、共有する人材が増えてきた。</p> <p>・児童分野の相談支援の専門性を確保するために、児童発達支援事業者での実地研修等を取り入れ、現場重視の相談支援が展開できる。</p> <p>・教員との連携により、学校での様子が明らかとなり、トータル支援が展開できるようになつた。</p> <p>・医療、保健、福祉、教育、労働の連携により、顔の見える関係づくりができた。</p>	<p>・運営面でプラス評価の声を聞くことができなかつた。</p> <p>・ホームコーディネーターが寄り添つことで、いつでも相談できる体制ができた。</p> <p>・自立支援事業者も個別支援事業を中心とした個別支援計画をベースにした「自己完結型」の発達支援から障害児支援利用計画に基づく「ネットワーク型」のトータル支援への転換のきっかけとなつた。</p> <p>・子どもの支援が、身近な市町村で把握され始めたため、身近に感じてもらえるようになつた。</p>
<p>・計画相談に時間を取られるため、じっくりと話を聞き添う支援や基本相談がなおざりになりつつある。</p> <p>・計画相談に至るまでの基本相談に時間がかかるにも関わらず、報酬の評価がない。</p> <p>・障害児相談支援の特徴にもどづく専門性の発揮に弱さを感じる。</p> <p>・基幹相談支援センター、委託相談支援事業、指定特定相談支援事業の関係性を整理し、新たな相談支援体制の構築が必要である。</p>	<p>・課題と感じている点</p>	<p>・計画相談と計画相談の関係、委託相談支援と特定相談支援の関係、基本相談と計画相談の報酬問題等、課題が多い。</p> <p>・計画作成に奔走し、丁寧な支援ができず、現場の相談支援専門員は、疲弊している。</p> <p>・計画作成には敷衍的限界がある。</p> <p>・計画の量的作成が重視され、質の向上が心配である。</p> <p>・計画の内容について、客観的に評価する場がなない。</p> <p>・どうせ障害児支援計画を作成する必要があるのか要である。</p> <p>・緊急に、市町村単位で相談支援体制の整備が必要である。</p> <p>・気になる時点で窓口が障害福祉課となりハードルが高い。</p> <p>・ライフケーストーシンを繋ぐシステム、ツール、人材が不足。</p>	<p>・自立支援事業者として、子どもたちの立場から進んできた。</p> <p>・ホームコーディネーターが寄り添つことで、いつでも相談できる体制ができた。</p> <p>・自立支援事業者も個別支援事業を中心とした個別支援計画をベースにした「自己完結型」の発達支援から障害児支援利用計画に基づく「ネットワーク型」のトータル支援への転換のきっかけとなつた。</p> <p>・子どもの支援が、身近な市町村で把握され始めたため、身近に感じてもらえるようになつた。</p>
			<p>・障害児相談支援事業の認知度が低い。</p> <p>・基幹、委託、特定等の相談支援体制の新たな整備力課題である。</p> <p>・児童発達支援管理責任者や教育との連携課題が大きい。</p> <p>・現状の相談支援初任者研修カリキュラムでは、障害児相談支援に対する理解が浅い点がある。</p> <p>・地域ごとに、子供たちの相談支援の充実度と専門性を持つ必要がある。</p> <p>・OJTが必要となるが、人事異動等で人材確保・育成が難しい。</p>

調査資料Ⅱ－8

1. 障害児相談支援事業者または担当部署の基本情報

事業者名	○○市障害者基幹相談支援センター
所在地	人口：15万4千人
開設年月	平成24年10月 開設
指定内容	行政機関（市町村直営）
委託状況	市町村からの委託なし → ただし、市内の障害者相談支援事業委託法人（3法人）により運用
受託事業	なし
運営主体	市区町村
従業者の状況	1. 管理者 → 常勤0名 2. 相談支援専門員 → 常勤3名（うち兼務3名） 3. その他の職員 → 常勤0名
事業者の設置状況	独立した事務所を構えて運営（社会福祉協議会内） 併設事業

2. 貴事業者が活動する「通常の事業実施地域」の現状

事業実施地域	事業者を設置する単一市町村
計画作成の対象者	通常の事業実施地域における、障害福祉サービスの支給決定者数。→対象総数 20,836名 1. 障害児支援利用計画→（　　）名 2. サービス等利用計画→（　　）名
計画作成状況	活動地域内で作成済みの計画数。→ 対象総数に対し（　　）名 1. 障害児支援利用計画→（　　）名 2. サービス等利用計画→（　　）名
障害児相談体制	事業実施地域における障害児相談支援体制→指定事業者 3箇所、相談支援専門員 3名

3. 貴事業者の相談支援の実施状況

1) 開所時間	開 所 日	月曜～金曜 9時～17時
	休 業 日	土曜、日曜、祝日、年末年始
2) 時間外の受付方法	FAX 受信（受信のみ）、メール受信（受信のみ）	
	時間外受付の対応	

4. 当該事業者の特徴（調査員所感）

委託は3法人3事業者。旧来は3障害毎に整備してきたが、現在はどの法人も分け隔てなく同じ業務ができるような仕組み作りに取り組んでいる。こうした体制づくりや総合相談窓口の設置を企図して、基幹相談支援センターを24年10月に設置した。市内には公立の児童発達支援センターがあり、就学前については府内連携を中心に取り組んでいる。相談支援は就学期のつなぎから関わることが多い。学齢期の資源は市内に乏しく、他自治体に所在するサービスの利用が主である。

相談支援専門員としての業務について		事業者の管理運営面について		
	基本相談	計画相談	運営面	人材育成・人材確保
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 主な経路：行政、児童発達支援 C、学校 家庭全体に支援が必要なケースが多い。 計画相談のみの依頼も行政を主な経路に増加。 児童発達支援 C からの依頼は、就学に向けてのつなぎの支援依頼が多い。 サービス調整は、日中一時や放課後等 DS が主。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談については、成人と一緒に組みで検討している。委託事業者のみのために、計画相談に取り組むことが困難。 事業者・相談員を増やす取り組みを今後行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 中立公平性は今後の課題だが、基幹センターの設置は一石を投じる役割は果たすと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談員の業務量が増え、負担感が増加。 基幹センターに委託 3 法人が一緒にいる意味が大きい。（2 名体制、お互いのプランを見せてもらう） 基幹センターで月 2 回事例検討。 今後は機能強化事業や総合支援 COなどを活用した SV 制も検討。 自法人については法人内での共有と検討が最も大きい。
地域の相談支援体制や児童期の支援体制の構築について（相談支援事業者以外を含む）				<ul style="list-style-type: none"> 就学前は、行政・公立施設が支援を実施。相談支援は、保健 CPHN や児発連 C の相談セントラルが担当（別途、療育等支援事業受託法人がある）。 民間の相談支援事業者は学齢期以降を主に担っている。 基幹相談支援センターは成人・児童のわけではない。 従来 3 障害別に 3 法人が委託相談を受けていたが、基幹センターがてきて 3 障害対応となり。（当初はそれぞれの得意分野の相談員 + その他 1 名の 2 名体制であったが、最近は受理した人が担当者となる） 基幹センターは指定事業者ではないため、登録は担当のセンターの登録となる。 自立支援協議会に子どもも部会を設置。 立ち上げ前に抽出した課題の解決を行っている。 部会の開催頻度は月 1 回。 メンバーは、相談支援・学校・教委・学識・児 DS・日中一時・行政・保護者 教育と福祉との連携モデル事業、普及啓発の講演会、県自立協に要望書提出など
				<ul style="list-style-type: none"> 現状と同じ。
				<ul style="list-style-type: none"> キーパーソンの相談支援専門員がいた。 学校の担当者が変わると連携の仕方も変わってしまう経験から、システム化が必要と感じたところからはじめました。 課題解消型の部会のため、終結も視野に入れないといけないと考えている。

<p>・やはり基本相談が大事。運営も形式的なものではなく、有機的なつながりが大事と思う。そのなかで支援のネットワークもできてゆく。そもそも計画相談ニアマネなのかも?</p>	<p>・書面化することで、支援の根拠を明瞭にできたり、運営の緊共有しやすくなつた(これまでにも独自の書式で行つてきたが、作成するケースは限られていた)。</p>	<p>・今のところ、ない。</p>	
<p>指定障害児相談 支援ができるで、 良くなつた点</p>	<p>・業務の意識がどうしても計画相談中心となつてしまつ。 ・相談支援専門員が足りない(モニタリング、訪問回数増) ・支援会議を全ケース行うのが大変。 ・保護者の理解を得るところに苦労する場合が多い。</p> <p>・個別給付と間隔のあいたモニタリングでは安定した報酬が得られず、相談支援専門員の増員が難しい。</p> <p>・事業者に相談支援に手を挙げてももらうところであげられる。</p> <p>・基幹センターができただことで、各委託事業者の水準は合いつかる。今後はさらなる質の担保の仕組みが必要。</p> <p>・公立施設は母子通園のみ(併行通園可)のため、他の児童発達支援事業者がほしい。 ・学齢期の社会資源は現在前向きに検討中の法人がある。</p>	<p>課題を感じている点</p>	

調査資料Ⅱ－9

1. 障害児相談支援事業者または担当部署の基本情報

事業者名	相談支援センターT
所在地	人口：23万8千人
開設年月	平成11年11月 開設
指定内容	指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業
委託状況	市町村からの委託あり → 1市
受託事業	障害者相談支援事業（市町村委託）、障害児等療育支援事業、児童療育相談事業（市単独）
運営主体	社会福祉法人
従業者の状況	1. 管理者 → 常勤 1名（うち兼務 1名） 2. 相談支援専門員 → 常勤 2名（うち兼務 1名）、非常勤 1名（うち兼務 1名） 3. その他の職員 → 常勤 1名（うち兼務 1名）、非常勤 1名（うち兼務 1名）
事業者の設置状況	法人が経営する障害福祉サービス事業者の併設 併設事業 福祉型児童発達支援センター、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、日中一時支援、

2. 貴事業者が活動する「通常の事業実施地域」の現状

事業実施地域	事業者を設置する単一市町村
計画作成の対象者	通常の事業実施地域における、障害福祉サービスの支給決定者数。→ 対象総数 2,750名 1. 障害児支援利用計画 → 650名 2. サービス等利用計画 → 2,100名
計画作成状況	活動地域内で作成済みの計画数。→ 対象総数に対し 1,124名 1. 障害児支援利用計画 → 305名 2. サービス等利用計画 → 819名
障害児相談体制	事業実施地域における障害児相談支援体制 → 指定事業者 8箇所、相談支援専門員 19名

3. 貴事業者の相談支援の実施状況

1) 開所時間	開 所 日	月曜～金曜 8時30分～17時30分 土曜日 8時30分～12時30分
	休 業 日	日曜、祝祭日、
2) 時間外の受付方法	相談支援専門員の業務用携帯電話、メール受信（受診のみ）	
	時間外受付の対応	相談支援担当職員

4. 当該事業者の特徴（調査員所感）

相談支援の部門として、療育相談部が3名、相談支援部が3名、計6名のスタッフが常時現場を離れて活動しているのは、福祉型の児童発達支援センターを母体としているなかでは、かなり先進的な例である。それぞれの相談支援部門のスタッフは、児童発達支援の現場での経験を持っており、気になる段階からの育ちの支援を展開していく上で、地域への貢献度は高い。即ち、療育手帳の対象でない子どもでも、必要に応じサービスを受けていくことができることを市の方針としており、健診等を受けた後、計画相談の対象となる発達障害の子どものケースは多いことなど、子どもの発達支援のシステムが確立されている。

一方では、長年にわたり、地域に根差した活動をしてきているだけに、計画相談を実施し始めた段階から、かなり多くの「基本相談」のケースに対応しており、計画相談の実施数の多さと合わせ、障害児担当の相談支援専門員は、かなり過酷な勤務状態が続いている。

相談支援専門員としての業務について		事業者の管理運営面について		
	基本相談	計画相談	運営面	人材育成・人材確保
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・基本相談の件数について、経験のある相談支援専門員二人は、一ヶ月100件ペース。相談の受けたからには、児童の状況に応じ、児童の場合は法人内の療育相談部対応ケースと分けている。 ・子どものケースは、保健師からの紹介のほか、保育所・幼稚園・学校から直接紹介を受けるケースが多く、相談支援事業者としての認知が、地域の関連機関に定着しつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3人の相談支援専門員で対応。現在のところ、児童担当は一人。市からの委託を受けている。 ・児童担当のスタッフは8人、児童担当のスタッフは8人。児童担当のスタッフは3名。月曜日、6ヶ月おきにはモニタリングを実施しているため、基本相談も含め、ハーフワークが続いている。新規の計画相談に対応できる状態ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達センターが母体。市からの委託を受けている。 ・児童発達センターとして児童発達支援セントラルでは、児童発達センターと見なして、児童発達支援セントラルでは、児童発達センター内に2名が対応し、児童発達センター内外で相談を受け付け、1名が対応している。 ・児童期においては、児童発達支援セントラルが、市から「発達障害児等相談支援事業」の委託を受けしており、まだ障害児発育等支援事業も実施しているところから、発育相談部門として3名を配置しており、児童期担当の相談支援専門員は、その発育相談担当の3名と共に連携を取りながら、相談受付→基本相談→療育相談といった支援を実施することもできている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターが母体であるために、以前療育の場においてスタッフが相談支援を担当しており、保護者との連携（家庭支援）、発達支援の視点をもって、児童発達センターと見なして、児童発達支援セントラルでは、児童発達センター内に2名が対応し、児童発達センター内外で相談を受け付けている。 ・児童発達センターとしての役割に早くなじんでいる様子。 ・現職の相談支援専門員としてはの力をつけしていくために、とにかくアワトリーチを目標の近くに設定する。
特徴、大切なこと		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が困った時にすぐ対応していくよう、話を聞き続ける機会を持つことを大切にしている。 ・子どもの発達について気になっているケースについては、できるだけ関連機関と情報を共有していくように留意している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターという枠のなかで、現場のスタッフ、療育担当、相談支援担当がよりうまく連動していくことは大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業者の支援方針が、基本的にどこで、子どもを支えていくことがある。ケース検討を重ねつつ、互いの力量アップに努めている。そうした力をつけていくにあたり、このところは焦らずに時間をかけていくことも大切であることを痛感している。

<p>・子どもの成長・発達について、気になる段階からの関連機関での情報共有が深まってきている。さらに、支援全般にわたって、事業者との情報共有が定期的に実施され、それぞれの役割分担について話し合っている。</p>	<p>・保護者の立場としては、周りに言われるまま、勧められていくまま、事業者を利用していく目的で利用していくのかが、明確になってきたのではないかと感じている。また、以前は事業者を利用し始めたばかりながら、計画相談を通じて、子どものその後の様子についての情報が多く入ってくるようになつた。少なくとも、相談支援専門員が中心に入つていくことにより、子どもたちの今後の方針や方向性について、モニタリングも含め、確認し続けていけることは、保護者にとって安心感につながっていると感じている。</p>	<p>指定障害児相談 支援ができる点 良くなった点</p>	<p>・各事業者により、様々な独自の視点で支援を実施しているのが特徴で、特にサービスを複数使つてていくケースの場合、各々の事業者の個別の支援計画において、計画相談の内容にかかわらず、別々の方向性で内容になつていていることはない。また、相談支援専門員としては、現状として計画相談作成に追われており、個別支援計画を確認する時間は作られない。今のところ、事業者から個別支援計画が、相談支援事業者に送られてくることもない。</p> <p>・いずれにしても、計画相談作成とモニタリング実施に追われておらず(特に利用計画の依頼の多さと、モニタリングで家庭訪問が義務付けされていること)、相談支援専門員としては、余裕のない日々が続いていることは大きな課題である。</p>
	<p>・子ども部会のメンバーや、それそれに多くのケーブルや現場を抱えており、児童発達支援事業者の多くは、放課後等デイサービスも兼ねて運営していることから、こうした勤務外での参加を考えると、18時以降の設定になつてしまふ。会議の時間設定は、特に児童期は難しいを感じている。</p> <p>・また、利用している事業者が立てている利用計画のケースが多いことも課題である。</p> <p>・基本相談をベースとし、そこに加わってくることもあるのが計画相談であると理解しているが、公的福祉提供者がある状況は、大きな課題である。</p>		